

# 持続可能な森林経営のあり方 ～三重県に行った森林ゾーニングの功罪～

令和7年5月28日

速水亨

速水林業代表

FSCジャパン 副代表

森林再生システム 代表取締役

みえ森林・林業アカデミー特別顧問

# 北川改革と森林政策の転換

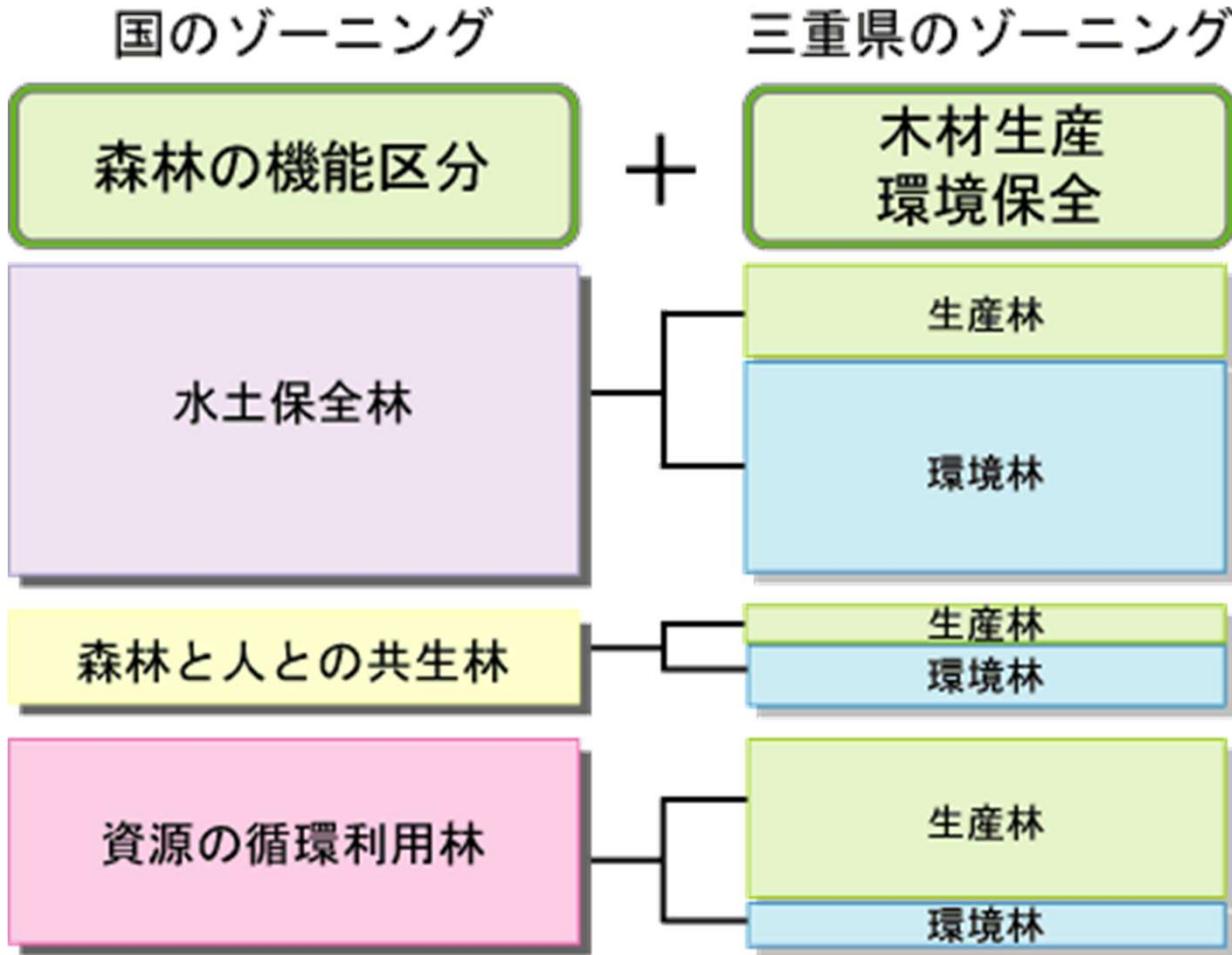
- 北川正恭知事の「生活者起点」改革（1995～2003年）
- 林業部門を農林水産部（ハード）と環境森林部（ソフト）に分離\*
- 環境創造事業と森林ゾーニングの導入
- 林道から400m以上を環境林とした区分が制度化
- 樹齢を問わず強度の間伐を行い針広混交林に推移させる

\*別の視点で林業関係者（林業土木）が非常に政治的に力を持ったことで、大元の力を削いだ。

# 森林ゾーニングのねらいと構造

- 複数の機能のうち最も重視すべき機能に絞って森林をゾーニング
- 生産林（木材供給）と環境林（公益性重視）に大別
- 環境林は保存型・保全型・共生型に分類
- 効率的で目的に即した森林管理を可能に
- 投資効果を高めることと共に、県民から理解されやすい森林管理が求められている現状

# 国と三重県のゾーニングの比較



国のゾーニングは森林の機能に重きを置いた区分。三重県のゾーニングは経営的な配慮入れた区分。

国のゾーニングは先に国有林事業の破綻から一般会計の補填を行う際に、「国民の森林」という言葉で森林の機能区分が行われ、その後そのゾーニングは国内のすべての森林に適応された。ここでの議論は極めて拙速な適応であった。

※それぞれの森林区分のハコの大きさは、三重県内における実際の面積比を反映しています。

# 国と三重県のゾーニングの比較

- 国：水土保全林／共生林／資源循環林に**機能区分**
- 三重県：現場に即した「生産林」「環境林」の明確な線引き
- 三重県はゾーンごとに**施業内容も設計**  
→実効性ある整備誘導が可能

# 環境創造事業

- 森林の公益機能を発揮するには、継続的で適正な管理が必要。
- 従来施策では保全困難な森林が増え、県民生活への影響が懸念される。
- 三重県は一律の森林施策を見直し、「生産林」と「環境林」に分けて管理。
  - 1) 木材生産を主とし資源循環を図る「生産林」
  - 2) 木材生産を目的とせず環境公益を重視する「環境林」
- 生産林では林道・作業道整備、造林・間伐などを重点実施。
- 環境林では森林の公益性を高める環境創造事業を推進。

## 森林環境創造事業の基本的な考え方

三重県の森林区分		内容	森林環境創造事業	
環境林	森林環境保全型	保存型	原生的な森林生態系等、貴重な自然環境の保全を重視する森林	×
		保全型	土砂流出・崩壊の防備・水源かん養等安全で快適な県民生活を確保することを重視した森林	○
	人との共生型森林		自然休養林、風致探勝林等のレクリエーションの森林、及び文化としての森林地域で、県民が森林へ積極的に参加する森林	○
生産林	持続的利用型森林	日常生活等に必要であり、環境に対し負荷の少ない素材である木材等林産物の計画的・安定的生産を重視した森林	×	

# ゾーン分類と森林環境創造事業の関係

環境林の一つの誘導策的に森林環境創造事業が行われた

- 保存型：原生的自然を保全 → 対象外
- 保全型：水源や防災機能重視 → 対象
- 共生型：住民参加・レクリエーション → 対象
- 生産林：木材生産目的 → 対象外

# 制度設計と対象地の考え方

- ゾーニングで環境林とされた場所が対象
- 原則：環境林は天然林（広葉樹林）及び原則として道路から400m以上離れた箇所的人工林。例外は協議により指定可
- 所有者は無償で管理委託（20年間）
- 整備後20年経過後の広葉樹は皆伐禁止で合意形成

# ゾーニング制度運用上の課題と懸念

- 行政裁量で環境林指定された林分にモラルハザード
- 混交林を目指したが、科学的根拠に乏しく。コストをかけずに豊かな森林になるか。
- 完全に混交林化はしない
- ゾーニングと施業判断に科学的裏付けが必要

# 行政は風・林業は土

- ゾーニング自体は今求められている
  - 森林という個人資産を安易に線引きして良いか
  - 森林管理は理念ではなく科学と現場で実現すべき
  - ゾーニングや育林法の指定にはエビデンスが不可欠
  - 行政は変わるが、森林所有は継続する
- 理念と制度に流されず、地に足をつけた森づくりを



行政は風・林業は土